

那珂川町合併20周年記念協賛事業補助金交付要綱

令和7年3月21日制定

那珂川町告示第103号

(趣旨)

第1条 この告示は、那珂川町合併20周年を町内全域で盛り上げることを目的として、団体、企業等が自主的に企画し実施する事業に対し、予算の範囲内において那珂川町合併20周年記念協賛事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、那珂川町補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内に活動の拠点を置く団体、企業等
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に実施する取組、イベント等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 那珂川町合併20周年記念としてふさわしいこと。
- (2) 事業名称に「那珂川町合併20周年記念」の文言を付していること。
- (3) 町民参加型で公益性があること。
- (4) 本町の良さや魅力を効果的に発信する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがある事業
- (3) 営利又は宣伝のみを目的とする事業
- (4) 町の名誉を傷つけ、若しくは信用を失墜し、又はそのおそれのある事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けることが適当でない町長が認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 他の補助金交付を受けている事業（以下この項において「既存事業」という。）を、那珂川町合併20周年を記念し、拡大して実施する場合は、既存事業に係る経費と明確に区分できる経費のみを対象とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1万円未満を切り捨てるものとする。

2 前項の額の限度額は、1事業につき50万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、（以下「申請者」という。）は、那珂川町合併20周年記念協賛事業補助金交付申請書（様式第1号）により、必要書類を添えて町長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、那珂川町合併20周年記念協賛事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、申請内容が補助事業として適当でないと認めたときは、那珂川町合併20周年記念協賛事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(中止又は変更の申請)

第8条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助団体等」という。）は、補助対象事業を中止し、又は変更しようとするときは、那珂川町合併20周年記念協賛事業中止・変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を得なければならない。

(実績報告)

第9条 補助団体等は、事業終了後速やかに、那珂川町合併20周年記念協賛事業実施報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実施報告書を受理したときは、その内容の審査等を行い、補助事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、那珂川町合併20周年記念協賛事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助団体等は、那珂川町合併20周年記念協賛事業補助金交付請求書（様式第7号）により、町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払等）

第12条 町長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

2 前条の規定は、前払金又は概算払に係る補助金の交付の請求について準用する。

（決定の取消し等）

第13条 町長は、補助団体等が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助対象事業の内容に取消しに相当する事由があると町長が認めるとき。

2 町長は、交付決定の取消しにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わないものとする。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

(制定文 抄)

令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

区分	主な内容
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼
旅費	講師、専門家、出演者等への交通費及び宿泊費
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、広告料、保険料等
委託料	会場設営費等の業者への委託料
使用料及び賃借料	会場使用料、機械器具借上料等
その他	町長が特に必要と認める経費

備考 次に掲げる経費は、上記の表にかかわらず補助対象経費としない。

- 1 飲食費
- 2 補助団体等の経常的な運営に関する経費
- 3 補助団体等の構成員等に対する謝礼等
- 4 その他社会通念上必要でないと町長が認めた経費